

大阪学院大学学則

第1章 総 則

第1条 本大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、学術的見地よりその専門的知識と技能を授け、その応用と研究の能力を養うことを目的とし、社会人としてのより高い教養と優れた健康とを併せそなえ、社会の発展及び福祉の増進に寄与しうる実践且つ独創力に富む人材の育成を使命とする。

第2章 組 織

第2条 本大学に次の学部及び学科を置く。

学 部	学 科
商 学 部	商 学 科
経 営 学 部	経 営 学 科
	ホスピタリティ経営学科
経 済 学 部	経 済 学 科
法 学 部	法 学 科
外 国 語 学 部	英 語 学 科
国 際 学 部	国 際 学 科
情 報 学 部	情 報 学 科

2. 本大学の学部、学科における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的については、別にこれを定める。

第3条 本大学に大学院を置く。

2. 大学院に関する学則は、別にこれを定める。

第4条 本大学各学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
商 学 部	商 学 科	150 名	600 名

経営学部	経営学科	280名	1,120名
	ホスピタリティ経営学科	100名	400名
経済学部	経済学科	400名	1,600名
法学部	法学科	150名	600名
外国語学部	英語学科	120名	480名
国際学部	国際学科	80名	320名
情報学部	情報学科	100名	400名

第3章 授業科目

第5条 各学部の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

ただし、授業科目は必要あるとき臨時に増減することができる。

第5条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2. 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。なお、これにより修得する単位数は60単位を超えないものとする。

第4章 授業科目履修方法

第6条 本大学の修業年限は、4年とし、8学期に分ける。

2. 本大学に在学する年数は、8年を超えることはできない。

第7条 本学生の卒業に必要な授業科目及び単位数は、次のとおりとする。

〔商学部 商学科〕			
区分		卒業必要単位数	備考
共通科目	初年次教育	1年次前期に履修すること。 修得した単位は、卒業単位数に充当できる。	
	教養	10単位以上	
	言語	4単位以上	1外国語4単位必修
	実務基礎	修得した単位は、卒業単位数に充当できる。	
攻専	基礎科目	52単位以上	必修4科目8単位（基礎科目）及び専攻するコースの必修科目4単位と選択必修科目から修

	基 幹 科 目		得した16単位を含む。 ・マーケティング戦略コース ・グローバル・ビジネスコース ・財務情報コース
	専攻応用科目		
	専攻共通科目	12単位以上	
演習科目	ゼミナールⅠA	2単位	8科目16単位 「ゼミナールⅣA・ⅣB」の4単位は、専攻科目の単位で代替できる。
	ゼミナールⅠB	2単位	
	ゼミナールⅡA	2単位	
	ゼミナールⅡB	2単位	
	ゼミナールⅢA	2単位	
	ゼミナールⅢB	2単位	
	ゼミナールⅣA	2単位	
	ゼミナールⅣB	2単位	
	実践課題研究Ⅰ	修得した単位は、卒業単位数に充当できる。	
	実践課題研究Ⅱ		
実践課題研究Ⅲ			
合 計		124単位	
規定の卒業必要単位数以外の単位については他学部等で修得した単位を充当することができる。			

〔経営学部 経営学科〕			
区分		卒業必要単位数	備考
共通科目	初 年 次 教 育	1年次前期に履修すること。 修得した単位は、卒業単位数に充当できる。	
	教 養	10単位以上	
	言 語	4単位以上	1外国語4単位必修
	実 務 基 礎	修得した単位は、卒業単位数に充当できる。	
専攻科目	基 礎 科 目	14単位	
	経営基幹科目	16単位以上	規定の単位数を超えて修得した単位は、経営応用科目・経営関連科目・経営グローバル科目の単位数に充当できる。
	経営応用科目	28単位以上	コース別必修科目8単位を含む。
	経営関連科目		
	経営グローバル科目		
演習科目	ゼミナールⅠA	2単位	「ゼミナールⅡA・ⅡB・ⅢA・ⅢB・ⅣA・ⅣB」の12単位は、専攻科目の単位で代替できる。
	ゼミナールⅠB	2単位	
	ゼミナールⅡA	2単位	
	ゼミナールⅡB	2単位	
	ゼミナールⅢA	2単位	
	ゼミナールⅢB	2単位	

ゼミナールⅣA	2単位	
ゼミナールⅣB	2単位	
実践課題研究Ⅰ	修得した単位は、卒業単位数に充当できる。	
実践課題研究Ⅱ		
実践課題研究Ⅲ		
合計	124単位	
規定の卒業必要単位数以外の単位については他学部等で修得した単位を充当することができる。		

〔経営学部 ホスピタリティ経営学科〕					
区分		卒業必要単位数	備考		
共通科目	初年次教育	1年次前期に履修すること。 修得した単位は、卒業単位数に充当できる。			
	教養	10単位以上			
	言語	4単位以上	1外国語4単位必修		
	実務基礎	修得した単位は、卒業単位数に充当できる。			
専攻科目	基礎科目群	10単位以上	必修10単位含む。		
	経営学基礎科目群	4単位以上	必修4単位含む。		
	ホスピタリティ経営学科目群	コア科目	12単位以上	必修4単位含む。	
		業界科目	ホテル・レストラン業界	32単位以上	
			ツーリズム・エアライン業界		
			イベントマネジメント業界		
		専門科目	マーケティング		
			ファイナンス		
経営人材					
企業実習					
演習科目	ゼミナールⅠA	2単位	「ゼミナールⅢA・ⅢB・ⅣA・ⅣB」の8単位は、専攻科目の単位で代替できる。		
	ゼミナールⅠB	2単位			
	ゼミナールⅡA	2単位			
	ゼミナールⅡB	2単位			
	ゼミナールⅢA	2単位			
	ゼミナールⅢB	2単位			
	ゼミナールⅣA	2単位			
	ゼミナールⅣB	2単位			
	実践課題研究Ⅰ	修得した単位は、卒業単位数に充当できる。			
	実践課題研究Ⅱ				
実践課題研究Ⅲ					

合 計	124単位	
規定の卒業必要単位数以外の単位については他学部等で修得した単位を充当することができる。		

〔経済学部 経済学科〕				
区分		卒業必要単位数	備考	
共通科目	初 年 次 教 育	1年次前期に履修すること。 修得した単位は、卒業単位数に充当できる。		
	教 養	6単位以上		
	言 語	4単位以上	1外国語4単位必修	
	実 務 基 礎	修得した単位は、卒業単位数に充当できる。		
専攻科目	基 礎 科 目	6単位	規定の単位数を超えて修得した単位は、コース科目の選択必修科目の単位数に充当できる。	
	コース科目	理論	46単位以上	専攻するコースの必修科目2単位と選択必修科目26単位を含む。 ・産業経済コース ・公共経済コース ・スポーツ経済コース ・グローバル・エコノミーコース
		分析・ツール		
		政策・制度		
		歴史		
	コース外科目		修得した単位は、卒業単位数に充当できる。	
	関連科目	スポーツサイエンス		
		特別講義		
		ワークショップ		
		研修・留学		
演習科目	フレッシュマンゼミナールA	2単位	8科目16単位 「基礎ゼミナールA・B」 「専門ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の12単位は、ワークショップと専攻科目（関連科目を除く）の単位で代替できる。ただし、専攻科目（関連科目を除く）の上限は8単位とする。	
	フレッシュマンゼミナールB	2単位		
	基礎ゼミナールA	2単位		
	基礎ゼミナールB	2単位		
	専門ゼミナールⅠ	2単位		
	専門ゼミナールⅡ	2単位		
	専門ゼミナールⅢ	2単位		
	専門ゼミナールⅣ	2単位		
	実践課題研究Ⅰ	修得した単位は、卒業単位数に充当できる。		
	実践課題研究Ⅱ			
実践課題研究Ⅲ				
合 計		124単位		
規定の卒業必要単位数以外の単位については他学部等で修得した単位を充当することができる。				

〔法学部 法学科〕

区分		卒業必要単位数	備考
共通科目	初年次教育	1年次前期に履修すること。 修得した単位は、卒業単位数に充当できる。	
	教養	10単位以上	
	言語	4単位以上	1外国語4単位必修
	実務基礎	修得した単位は、卒業単位数に充当できる。	
専攻科目	先修科目群	64単位以上	専攻するコースの先修科目群と基幹科目群を合わせて40単位以上修得すること。 ただし、先修科目群は18単位以上修得すること。
	基幹科目群		
	展開科目群		
	関連科目	修得した単位は、卒業単位数に充当できる。	
演習科目	一般ゼミナールA	2単位	8科目16単位 「専門ゼミナールⅡA・ⅡB」の4単位は、専攻科目(先修科目群または基幹科目群)の単位で代替できる。
	一般ゼミナールB	2単位	
	入門ゼミナールA	2単位	
	入門ゼミナールB	2単位	
	専門ゼミナールⅠA	2単位	
	専門ゼミナールⅠB	2単位	
	専門ゼミナールⅡA	2単位	
	専門ゼミナールⅡB	2単位	
	実践課題研究Ⅰ	修得した単位は、卒業単位数に充当できる。	
	実践課題研究Ⅱ		
実践課題研究Ⅲ			
合計		124単位	
規定の卒業必要単位数以外の単位については他学部等で修得した単位を充当することができる。			

〔外国語学部 英語学科〕				
区分		卒業必要単位数	備考	
共通科目	初年次教育	1年次前期に履修すること。 修得した単位は、卒業単位数に充当できる。		
	教養	6単位以上		
	言語	4単位以上	英語以外の1外国語4単位必修	
	実務基礎	修得した単位は、卒業単位数に充当できる。		
専攻科目	基礎科目	28単位		
	応用科目	英語実践科目群	24単位以上	【英語実践コース】 「英語実践科目群」から16単位以上修得すること。 【英語教育コース】 「英語教育科目群」から16単位以上修得すること。
		英語教育科目群		
		関連科目群		
	ゼミナールⅠA	1単位		

演習科目	ゼミナール I B	1単位	16単位
	ゼミナール I C	1単位	
	ゼミナール I D	1単位	
	ゼミナール II A	1単位	
	ゼミナール II B	1単位	
	ゼミナール II C	1単位	
	ゼミナール II D	1単位	
	ゼミナール III A	1単位	
	ゼミナール III B	1単位	
	ゼミナール III C	1単位	
	ゼミナール III D	1単位	
	ゼミナール IV A	1単位	
	ゼミナール IV B	1単位	
	ゼミナール IV C	1単位	
	ゼミナール IV D	1単位	
	実践課題研究 I	修得した単位は、卒業単位数に充当できる。	
実践課題研究 II			
実践課題研究 III			
合計		124単位	
規定の卒業必要単位数以外の単位については他学部等で修得した単位を充当することができる。			

〔国際学部 国際学科〕			
区分		卒業必要単位数	備考
共通科目	初年次教育	1年次前期に履修すること。 修得した単位は、卒業単位数に充当できる。	
	教養	6単位以上	
	言語	4単位以上	1外国語4単位必修
	実務基礎	修得した単位は、卒業単位数に充当できる。	
専攻科目	基礎科目	14単位以上	必修8単位を含む。
	海外留学科目	16単位以上	必修8単位を含む。
	国際協力科目	20単位以上	【国際協力コース】 12単位以上を含む。
	地域理解科目		【地域理解コース】 12単位以上を含む。
演習科目	ゼミナール I A	2単位	必修
	ゼミナール I B	2単位	
	ゼミナール II A	2単位	
	ゼミナール II B	2単位	
	卒業研究 I A	2単位	
	卒業研究 I B	2単位	

卒業研究ⅡA	2単位	
卒業研究ⅡB	2単位	
実践課題研究Ⅰ	修得した単位は、卒業単位数に充当できる。	
実践課題研究Ⅱ		
実践課題研究Ⅲ		
合計	124単位	
<p>規定の卒業必要単位数以外の単位については他学部等で修得した単位を充当することができる。 また教職課程を除く資格課程及び資格養成課程で修得した単位（国際学部指定科目のみ）は、卒業単位数に充当することができる。</p>		

〔情報学部 情報学科〕				
区分		卒業必要単位数	備考	
共通科目	初年次教育	1年次前期に履修すること。 修得した単位は、卒業単位数に充当できる。		
	教養	10単位以上	「数学」は必修	
	言語	4単位以上	1外国語4単位必修	
	実務基礎	修得した単位は、卒業単位数に充当できる。		
専攻科目	基幹クラス	18単位以上	左記の要件を満たしかつ、基幹クラスと主専攻クラスから36単位以上 64単位以上 「プログラミング実習ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB」は必修	
	展開クラス	コンピュータのハードウェアとソフトウェア		主専攻クラスから12単位以上
		情報システムとネットワーク		
		マルチメディアとコンテンツ技術		
		情報ビジネスと社会		
データ情報の活用				
演習科目	ゼミナールⅠA	2単位	必修	
	ゼミナールⅠB	2単位	必修	
	ゼミナールⅡA	2単位	2年次で履修すること。 ただし単位を修得できなかった場合は、それぞれ専攻科目の単位で代替することができる。	
	ゼミナールⅡB	2単位		
	ゼミナールⅢA	2単位	必修	
	ゼミナールⅢB	2単位	必修	
	卒業研究A	2単位	必修	
	卒業研究B	2単位	必修	
	実践課題研究Ⅰ	修得した単位は、卒業単位数に充当できる。		
	実践課題研究Ⅱ			
	実践課題研究Ⅲ			
合計	124単位			
<p>規定の卒業必要単位数以外の単位については他学部等で修得した単位を充当することができる。</p>				

2. 教育職員免許状を取得しようとする者は、本条前項の規定による他、第5条別表1から別表9の科目の中から、教育職員免許法・同法施行規則に定める所定の単位及び本学で定める所定の単位を修得しなければならない。

学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、本条前項の規定による他、教育職員免許法に定める教諭の普通免許状を有し、学校図書館法・学校図書館司書教諭講習規程に基づき、第5条別表12の科目の所定の単位を修得しなければならない。

3. 本大学にて取得できる教育職員免許状は、次のとおりとする。

学 部	学 科	取得できる教員免許状の種類	免許教科
商 学 部	商 学 科	高等学校教諭一種免許状	商 業
経 営 学 部	経 営 学 科	高等学校教諭一種免許状	商 業
経 済 学 部	経 済 学 科	中学校教諭一種免許状	社 会
		高等学校教諭一種免許状	地 理 歴 史 公 民
法 学 部	法 学 科	中学校教諭一種免許状	社 会
		高等学校教諭一種免許状	地 理 歴 史 公 民
外 国 語 学 部	英 語 学 科	中学校教諭一種免許状	英 語
		高等学校教諭一種免許状	英 語
国 際 学 部	国 際 学 科	中学校教諭一種免許状	社 会
		高等学校教諭一種免許状	地 理 歴 史 公 民
情 報 学 部	情 報 学 科	高等学校教諭一種免許状	情 報

4. 本大学国際学部にて、図書館司書課程を置く。

図書館司書の資格を得ようとする者は、本条第1項の規定による他、図書館法・図書館法施行規則に基づき、第5条別表10の科目の中から本学で定める所定の単位を修得しなければならない。

5. 本大学国際学部にて、学芸員課程を置く。

学芸員の資格を得ようとする者は、本条第1項の規定による他、博物館法・博物館法施行規則に基づき、第5条別表11の科目の中から本学で定

める所定の単位を修得しなければならない。

6. 本大学国際学部には、日本語教員養成課程を置く。

本課程を修了しようとする者は、本条第1項の規定による他、第5条別表13の科目の中から本学で定める所定の単位を修得しなければならない。

7. 本大学国際学部には、認定心理士養成課程を置く。

本課程を修了しようとする者は、本条第1項の規定による他、第5条別表14の科目の中から本学で定める所定の単位を修得しなければならない。

8. 本大学は、正規の授業の他に特別講座を開設することができる。

第8条 各学部の授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(2) 実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

第5章 卒業の要件等及び学位

第9条 学生は、各学期の始めに履修希望の授業科目を届け出て、承認を得なければならない。

第10条 単位の認定は、筆記又は口述による試験、その他適当な方法による。

第11条 試験は、学期末又は学年末に行う。

第12条 学業成績の評価は、S・A・B・C・D・Eの6種類とし、S・A・B・Cを合格、D・Eを不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位数を与える。

第13条 4年以上在学して所定の単位を修得した者は、学長が卒業を認定し、卒業証書及び学士の学位を授与する。

第14条 通信教育課程の履修単位は、本大学の通常課程における履修単位と互いに転換することができる。

第15条 本大学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の

大学・短期大学を含む)で履修した授業科目について修得した単位及び文部科学大臣が定める教育施設等における学修について、本大学における授業科目の履修とみなすことができる単位を教授会の議を経て60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位として認定することができる。

2. 本大学が教育上有益と認めるときは、入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)及び文部科学大臣が定める教育施設等における学修について、本大学における授業科目の履修とみなすことができる単位を教授会の議を経て卒業に必要な単位として認定することができる。
3. 前項の単位数は、編入学の場合を除き本大学において修得した単位以外のものについては、第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第 16 条 本大学卒業者の学士の学位は、次のとおりとする。

学 部	学 科	学 位
商 学 部	商 学 科	学 士 (商 学)
経 営 学 部	経 営 学 科	学 士 (経 営 学)
	ホスピタリティ経営学科	学 士 (ホスピタリティ経営学)
経 済 学 部	経 済 学 科	学 士 (経 済 学)
法 学 部	法 学 科	学 士 (法 学)
外 国 語 学 部	英 語 学 科	学 士 (英 語 学)
国 際 学 部	国 際 学 科	学 士 (国 際 学)
情 報 学 部	情 報 学 科	学 士 (情 報 学)

第 6 章 学 年 ・ 学 期 ・ 休 業 日

第 17 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第 18 条 学年は、次の2学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで
(前期期間中に第1ターム、第2ターム及びサマーセッションを設ける)

後 期 10月1日から3月31日まで
(後期期間中に第3ターム、第4ターム及びスプリングセッションを設ける)

第 19 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 創立記念日 6月2日
- (4) 夏期休業 9月上旬から9月30日まで
- (5) 冬期休業 12月下旬から1月7日まで

2. 前項に定めたものの他に必要に応じて学長は、臨時に授業を休止することができる。

第 7 章 入学・休学・退学・留学

第 20 条 入学の時期は、毎学年始めとする。

第 21 条 本大学の第 1 学年に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (7) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第 22 条 入学者は、試験によって決定する。入学試験の方法は、その都度これを定める。

第 23 条 入学に必要な手続きは、別にこれを定める。

第 24 条 他の大学に在学する者、短期大学卒業者、その他同等以上の資格ある入学志願者について、試験のうえ、編入学を許可することができる。

第 25 条 学生が疾病その他やむを得ない事由のため、休学又は退学を願い出たときは、これを許可することができる。

休学の期間は第 6 条及び第 13 条に規定する在学期間に算入しない。

2. 休学の期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

第 26 条 前条により退学した者が再入学を願い出たときは、試験のうえ許可することができる。

第 27 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者

(2) 所定の登録手続きをせず、また休学、退学の手続きをしない者

(3) 授業料その他の納付金の納入を怠った者

(4) 第 6 条第 2 項に定める在学年数を超える者

(5) 第 25 条第 2 項に定めた休学期間を超えてなお復学若しくは退学しない者

2. 前項第 3 号により除籍された者が復籍を願い出たときは、試験のうえ許可することができる。

第 28 条 学長の許可を受けることなく、他の大学へ入学又は編入学を願い出ることにはできない。

第 29 条 本大学が教育上有益と認めるときは、休学することなく、他の大学等に留学することを許可することができる。

2. 留学の期間は、原則として一年間に限り在学年数に算入する。

3. 留学に関する規程は、別にこれを定める。

第 8 章 聴講生・科目等履修生・単位互換履修生・外国人留学生

第 30 条 特定の授業科目について聴講を願い出る者があるときは、選考のうえ聴講生として、これを許可することができる。

2. 特定の授業科目について履修を願い出る者があるときは、選考のうえ

科目等履修生として、これを許可することができる。

3. 他の大学・短期大学の学生で大学間の協定にもとづき特定の授業科目の履修を願い出る者があるときは、選考のうえ単位互換履修生として、これを許可することができる。
4. 科目等履修生及び単位互換履修生は履修した授業科目の試験に合格した場合は、所定の単位を与えることができる。
5. 聴講生・科目等履修生・単位互換履修生に関する規程は、別にこれを定める。

第 31 条 外国人留学生として、本大学に入学を希望する者があるときは、選考のうえ、入学を許可することができる。

2. 外国人留学生に関する規程は、別にこれを定める。

第 32 条 特別の規定のない限り本学則は、聴講生・科目等履修生においてもこれを準用する。

ただし、第 5 章第 13 条の規定は、これを準用しない。

第 9 章 賞 罰

第 33 条 特に品行方正・学術優秀・志操堅固な者は、これを表彰する。

第 34 条 本大学の規則に違反したとき、又は学生の本分にもとる行為があると認めるときは、懲戒を加える。

第 35 条 懲戒処分は、謹慎・停学及び退学とする。退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2. 前項の懲戒処分は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

第 10 章 入学検定料・学費・聴講料・受講料及び奨学制度

第 36 条 本大学に入学を志願する者は、入学検定料を納付しなければならない。

第 37 条 本大学に入学又は編入学を許可された者は、入学金・授業料・施設設備費並びに設備維持費を所定の期日までに納付しなければならない。

第 38 条 学生は、授業料を前期と後期に分納することができる。

第 39 条 聴講生は、聴講料を納付しなければならない。

2. 科目等履修生は、受講料を納付しなければならない。

第 40 条 第36条の入学検定料、第37条の学費並びに第39条の聴講料・受講料は、別表のとおりとする。

第 41 条 既納の入学検定料及び学費その他は、如何なる事情があっても返付しない。

第 42 条 本大学に奨学制度を設ける。

2. 奨学制度については、別にこれを定める。

第11章 図 書 館

第 43 条 本大学に図書館を置く。

第 44 条 図書館の細則は、別にこれを定める。

第12章 研 究 所

第 45 条 本大学に研究所を付設することができる。

第13章 教 員 の 組 織

第 46 条 本大学に学長を置き、学部に学部長、通信教育部に通信教育部長を置く。

第 47 条 本大学に名誉教授、教授、客員教授、准教授、専任講師、助教、講師（非常勤）、助手を置く。

第 48 条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

第 49 条 学部長は、学長の指示に基づき、その学部を統括する。

第 50 条 教授、准教授、専任講師、助教は、担当する専門学術の研究並びに教育に従事する。

第 51 条 助手は、教授、准教授、専任講師又は助教の指示に従い、教育研究の

業務に従事する。

第 52 条 名誉教授，客員教授，講師（非常勤）については，別に定める。

第14章 大学協議会・教授会・その他の運営組織

第 53 条 本大学に大学協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2. 協議会は，各学部に通ずる重要な事項の審議にあたる。
3. 協議会に関する規程は，別にこれを定める。

第 54 条 本大学各学部に教授会を置く。

第 55 条 教授会は，専任の教授・准教授・講師及び助教をもって構成する。

第 56 条 教授会は，学部長が招集し，その議長となる。

第 57 条 教授会は，学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり，意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学・卒業に関すること

(2) 学位の授与に関すること

2. 教授会は，前項に規定するもののほか，学長がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し，及び学長の求めに応じ，意見を述べることができる。

(1) 学生の復学・退学・休学等に関すること

(2) 学生の試験に関すること

(3) 学生の指導及び賞罰に関すること

(4) 教育課程，授業に関すること

(5) 学術研究に関すること

(6) 教員の教育研究業績の審査に関すること

(7) その他教育研究に関すること

第 58 条 その他の運営組織については，別にこれを定める。

第15章 事務組織

第 59 条 本大学の事務を遂行するために事務局を置く。

2. 事務局の組織については，別にこれを定める。

第16章 公 開 講 座

第 60 条 土曜又は休業日等の適当な時期を選び，経営・経済・人文科学・社会科学・時事問題等に関する市民講座を開くことがある。

附 則

本学則は，昭和38年4月1日から施行する。

< 略 >

附 則

1. 本学則は，平成29年4月1日から施行する。
2. 第19条第1項の夏期休業日及び冬期休業日は，学年暦に基づくものとする。

附 則

本学則は，平成30年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，2019年4月1日から施行する。

附 則

1. 本学則は，2020年4月1日から施行する。
2. 商学部通信教育課程（通信教育部）は，2020年3月31日をもって学生募集を停止する。
3. 前項にかかわらず，商学部通信教育課程（通信教育部）は，2020年4月1日以後においても，当該課程に在学する者の属する年次には，編入学，転籍または再入学者を受け入れることができるものとする。
4. 商学部通信教育課程（通信教育部）は，改正後の学則の規定にかかわらず，2020年3月31日に当該課程に在学する者が，当該課程に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

附 則

本学則は，2022年4月1日から施行する。

第 5 条 別 表

〈 略 〉

第 40 条 別 表

1. 検 定 料 35,000円
2. 入 学 金 200,000円 (入学時のみ)
3. 授業料・施設設備費 (年額)

(円)

学部	入学年度		2020年度以降	2019年度以前
	種別			
部学商 ・部学 国・部 際法・ 学学経 部部管 ・学 外部・ 国・語 学済	授 業 料		928,000	928,000
	施 設 設 備 費		140,000	120,000
	計		1,068,000	1,048,000
情 報 学 部	授 業 料	固 定 費	710,000	710,000
		単 位 制 分	履修登録単位数 1単位につき 8,000円	履修登録単位数 1単位につき 8,000円
	施 設 設 備 費		140,000	120,000

4. 聴 講 料 8,000円 (受講科目1単位につき)
5. 受 講 料 10,000円 (受講科目1単位につき)